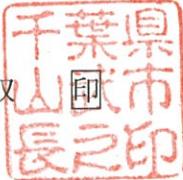


公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、下記のとおり公告する。

平成30年2月16日

山武市長 権名千 収


1 事業概要等

- (1) 業務名 松尾小学校校舎整備工事基本設計業務委託
(2) 業務等の場所 山武市松尾町猿尾383番地 松尾小学校
(3) 履行期間（期限） 契約日の翌日から平成31年1月31日まで
(4) 業務の概要 松尾小学校校舎整備工事に係る基本設計図書の作成業務
(詳細は別紙「松尾小学校校舎整備工事基本設計業務委託特記仕様書」とおり)

2 募集方式

公募型プロポーザル方式

3 事業者等の参加資格要件

- (1) 山武市入札参加資格者名簿に登録され、かつ、調達区分「測量・コンサルタント」のうち、業種「建築関係建設コンサルタント業務」に登録があること。
(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録があること。
(3) 平成20年2月16日から平成30年2月15日まで（以下「過去10年間」という。）に、学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）第1条に定める学校（以下「学校」という。）のうち、同一の敷地に延べ面積が3,000m²以上の校舎の新築・改築工事、又は施工箇所の延べ面積が3,000m²以上の増築工事の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受注し、履行した実績を有すること。

4 配置予定技術者に関する条件

公告日において次の条件を満たすものとする。なお、管理技術者と担当技術者の兼務は認めない。

(1) 管理技術者

- ア 3ヶ月以上直接的かつ恒常的雇用関係にある建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）
イ 管理技術者として、過去10年間、同一の敷地に延べ面積が3,000m²以上の学校校舎の新築・改築工事、又は施工箇所の延べ面積が3,000m²以上の増築工事の基本設計業務又は実施設計業務を完了させた実績を有する者

(2) 担当技術者

- ア 3ヶ月以上直接的かつ恒常的雇用関係にある一級建築士
- イ 過去10年間、同一の敷地に延べ面積が3,000m²以上の学校校舎の新築・改築工事、又は施工箇所の延べ面積が3,000m²以上の増築工事の基本設計業務又は実施設計業務を完了させた実績を有する者
- (3) 提出された業務実施体制についての変更は原則認めない。ただし、市と協議し、変更を認められた場合には、同等以上の技術者を配置するものとする。

5 応募者の資格要件

次の各号に該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者又は同条第2項の規定により山武市の入札参加制限を受けている者
- (2) 山武市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成18年山武市訓令第40号）、千葉県建設工事請負業者指名停止措置要領（昭和60年4月5日千葉県制定）又は千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止期間中の者
- (3) 山武市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年山武市告示第27号）又は千葉県建設工事等暴力団対策設置要綱（昭和63年4月1日千葉県制定）に基づく指名除外期間の者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者
- (5) 6ヶ月以内に手形又は小切手を不渡りした者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

6 応募手続き

(1) 募集要領等の公表・配布

平成30年2月16日（金）に募集要領等を市のホームページへ掲載する。様式は、必要に応じダウンロードして使用すること。

(2) 各書類等の記入に当たっての留意事項

① 各様式に関する事項等

ア 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提出後の記載内容の追加、修正は認めない。

エ 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（第13号様式）を提出すること。

オ 管理技術者及び担当技術者について、保有資格として記載した資格に係る資格証の写し及び同種の業務の実績として記載した業務に係る契約書及び特記仕様書の写し等を提出することとする。また、管理技術者においては、代表的な実績として記載した業務については、外観写真1点及び施設内写真1点も併せて提出すること。

② 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする

ア 資格要件を満たさない者が書類等を提出したとき。

- イ 提出書類等に虚偽の記載があったとき。
- ウ 提出書類等の提出方法、提出期限、様式の枚数制限を守らないとき。
- エ 委託限度額を超える額を提案したとき。
- オ 受託候補者の決定までに、松尾小学校校舎整備工事基本設計業務委託に係るプロポーザル審査会設置要領第3条第2項に示す委員や事務局に対し、本事業に関して直接間接問わず、接触したり連絡を求めたりしたとき。
- カ 審査の公平性・公正性を害する行為があったとき。
- キ その他審査会が不適格と認めた場合。

③ その他留意事項

- ア 本プロポーザルに参加することにより知り得た事項等は、いかなる理由があっても他人に漏らしてはならない。
- イ 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

7 質問について

募集要領等の内容について、次により質問を受け付けることとする。

① 受付期間

平成30年2月16日（金）から平成30年2月23日（金）午後4時まで

② 提出方法

質問書（第1号様式）により作成のうえ、事務局へ電子メールにより提出すること。なお、提出後は事務局へ電話により到着の確認を行うこと。

③ 質問に対する回答

上記の質問に対する回答については、平成30年3月2日（金）に市のホームページへ掲載する。

8 参加表明（第一次審査）

参加する者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出するもの

- ① 第2号様式から第7号様式
- ② 一級建築士事務所の登録証明書又は登録通知等の写し
- ③ 「2. 事業所等の参加資格要件」の(3)に記された業務の実績を確認できる書類（契約書のかがみ（業務名、発注者、請負金額、履行期限など主要事項が記載されているもの）及び業務内容がわかる資料（仕様書の抜粋など））の写し
- ④ 管理技術者と担当技術者の一級建築士の資格を確認できる書類の写し（建築士免許証等）及び雇用関係を確認できる書類の写し（社会保険の健康保険証又は雇用保険等）
- ⑤ 管理技術者と担当技術者の業務の実績を確認できる書類（契約書のかがみ（業務名、発注者、請負金額、履行期限など主要事項が記載されているもの）及び業務内容がわかる資料（仕様書の抜粋など））の写し。また、管理技術者においては、代表的な実績業務の外観写真1点、施設内写真1点
- ⑥ 事業者の所属技術職員数の把握できる資料等の写し（ここでいう技術職員とは、一級建築士を指す。）

(2) 提出期限

平成30年3月9日（金）午後4時まで

- (3) 提出先
事務局（「1. 業務の概要」の(4)を参照のこと。）
- (4) 提出方法
- ① 持参（平日の月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）までの午前9時～午後4時）
 - ② 郵送（簡易書留郵便又は書留郵便に限る。）※提出期限日の午後4時必着
 - ③ 宅配 ※提出期限日の午後4時必着
- (5) 提出部数
4部（正本2部 副本2部）
- (6) 企画提案依頼書事業者の決定（第一次審査）
提出された書類について、事務局で審査を行ったうえ、企画提案依頼事業者を決定し、参加表明者に通知する。
なお、参加表明者が多い場合は、得点合計の上位6者程度を選定することとする。
- (7) 審査結果の通知日
平成30年3月16日（金）※審査の経過や結果についてはいかなる問合せにも応じない。

9 プロポーザル（第二次審査）の手続き

- (1) 企画提案書の提出
企画提案依頼事業者（第一次審査で選定された者）は、次により企画提案書を提出すること。
- ① 提出するもの
第8号様式から第12号様式
 - ② 提出期限
平成30年4月6日（金）午後4時まで
 - ③ 提出先
事務局
 - ④ 提出方法
 - ア 持参（平日の月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）までの午前9時～午後4時）
 - イ 郵送（簡易書留郵便又は書留郵便に限る。）※提出期限日の午後4時必着
 - ウ 宅配 ※提出期限日の午後4時必着
 - ⑤ 提出部数
11部（正本2部 副本9部）
※審査の公平・公正性の観点から、社名等が特定又は容易に推測できるような記載等は除くこと。（第8号様式を除く。）
 - ⑥ 提案に要する費用
提出書類等にかかる費用は、すべて企画提案依頼事業者の負担とする。
 - ⑦ 留意事項
 - ア 模型（写真を含む）の使用は認めない。
 - イ 第9号様式から第11号様式については、A4サイズ片面印刷で合計6枚以内とする。
- (2) 提案に当たっての留意事項
各様式の記載に関する事項等及び失格事項は、「5. 応募手続き (2) 各書類等の記入に当たっての留意事項」と同様とする。下記についても留意すること。
- ① 企画提案書は、公表する場合がある。公表する事を踏まえて作成すること。

- ② 市は、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認めるときに、企画提案書を無償で使用できるものとする。また、企画提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、企画提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
また、市は企画提案書を尊重するが、拘束されないものとする。
- ③ 企画提案の依頼を受けた後、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、企画提案の意思がないものとみなす。
- ④ 本プロポーザルに参加することにより知り得た事項等は、いかなる理由があっても他人に漏らしてはならない。

10 企画提案者ヒアリングの実施

企画提案書の内容について、次のとおり企画提案者へヒアリングを実施する。

(1) 実施日時【予定】

平成30年4月17日（火）

※詳細については該当者に別途通知する。

(2) 実施場所【予定】

山武市役所第6会議室（車庫棟）

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地

(3) 出席者

配置予定の管理技術者を出席させることとし、計3名以内とする。

(4) ヒアリング内容

- ① 企画提案書のヒアリングに関する時間割は以下のとおりとする。

説明：25分

質疑応答：15分

- ② 説明は企画提案書の記載内容を逸脱しないものとする。

- ③ パソコンを使用する場合は、企画提案者側で用意すること。

- ④ プロジェクター、スクリーンは事務局で用意する。

プロジェクター：メーカー EPSON 品番 EB-S05

(5) 留意事項

- ① 審査の公平・公正性の観点から、社名等が特定又は容易に推測できるような身なりや言動等は慎むこと。

- ② 企画提案書のヒアリングに出席しない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。

11 企画提案審査及び受託候補者選定の方法

別紙「審査要領」による。

12 審査結果の公表及び通知日

審査結果の概要を平成30年4月19日（木）【予定】に市のホームページに公表するとともに、企画提案者に通知する。なお、審査の経過や結果についてはいかなる問合せにも応じない。

13 受託候補者選定後の委託契約の手続き

- (1) 市は、山武市財務規則（平成18年山武市規則第52号）に定める随意契約の手続きにより受託候補者から見積りを徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- (2) 受託候補者が、前記「5. 応募手続き (2) 各書類等の記入に当たっての留意事項 ② 失格条項」に該当することと認められた場合は、準受託候補者と協議を行うことができるものとする。
- (3) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、市と受託候補者が協議して決定する。また、本業務の目的達成に必要と認められる場合には、市と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成するものとする。これにより受託候補者との協議が整わなかった場合は、準受託候補者と協議を行う。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、設計取組体制が著しく変わった場合は、受託候補者としての資格を取り消すことがある。

14 委託限度額（消費税及び地方消費税を含む）と契約行為

当該業務に係る委託限度額は、下記の金額である。よって、提案できる見積額はこの範囲内とする。追加や別途の費用が生じないよう慎重に見積額を提示すること。また、受託候補者は、本業務の随意契約者として特定するが、契約条件について相互確認のうえ、改めて見積を依頼することとする。

委託限度額：26,568,000円（うち消費税相当額1,968,000円）

15 設計提案にあたって留意すべき事項等

(1) 施設全体の整備方針

配置計画

- ・既存の校舎の箇所に建替えるような形で整備することとする。
- ・仮設校舎については、現まつおこども園の園庭内（一部施設について解体が必要）に整備することとする。
- ・プールについては、校舎北東側に整備することとする。
- ・既存の校舎の前に生えているやまももの木については、敷地内に移設することとする。なお、移設先については、校舎、体育館、グラウンド、周辺住宅への日当たりや取合い等に考慮した箇所とすること。

(2) 建替え後の主な必要諸室等

① 普通教室：12室

② 特別支援教室：2室

③ 特別教室：図書室・コンピューター室（視聴覚室としての機能含）・図工室（準備室含）・家庭科室（準備室含）・理科室（準備室含）・音楽室（準備室、楽器庫含）・児童用男女各更衣室・多目的室・少人数教室×2 他

④ 管理諸室：職員室・校長室・会議室・PTA室・職員用男女各更衣室・保健室（シャワー、脱衣所含）・配膳室・用務員室・放送室・印刷室・給湯室・教材室・相談室 他

⑤ プール：25m×6コース

(3) 松尾小学校校舎整備事業にかかる概算工事費等【予定】

① 新校舎建設（プール建設を含む）：21億円程度

② 仮設校舎建設（2年間リース）：2億円程度

- ③ 既存校舎解体：2億円程度
- ④ こども園解体：1億円程度
- ⑤ 駐車場整備：8千万円程度

16 担当課

〒289-1324

千葉県山武市殿台279番地1

山武市教育委員会教育総務課施設整備係

電話 0475-80-1432

FAX 0475-80-1400

電子メール kyoikusomu@city.sammu.lg.jp

17 その他

特記仕様書や募集要領、各種様式等については山武市ホームページに掲載する。

ホームページアドレス <http://www.city.sammu.lg.jp/>